

庄内町若者定住促進助成事業

庄内町に定住（5年以上居住すること）する意思をもって住宅を取得する若者夫婦世帯に、住宅取得費用の一部を助成します。

若者夫婦世帯：申請時点で満46歳未満の夫婦または夫婦と子の世帯のことで、母子・父子世帯も含まれます。
※ 同居者に満46歳以上の方がいる場合は対象となりません。



◆ 交付対象者

次のいずれにも該当する方です。

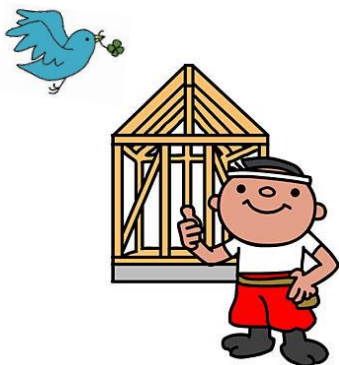
- ① 若者夫婦世帯の方
 - ② 町内に定住（5年以上居住すること）する意思のある方
 - ③ 町内に住宅を所有していない方
 - ④ 町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がない方
 - ⑤ 住宅の取得が、4親等以内の者からの相続、譲渡、売買によるものでないこと
 - ⑥ 庄内町持家住宅建設祝金、新型コロナウイルス感染症対策住宅建設支援補助金の交付を受けていない方
- ※ 申請者は、取得しようとする住宅の持分1/2以上になる方となります。
※ ②～⑥は、世帯員全員がいずれにも該当する必要があります。

◆ 助成金の額

住宅取得費用（土地代、設計費、リフォーム後の中古住宅取得の場合は改修費用を含む。）の10%または次の額が限度額になります。

	新築の限度額	中古住宅取得の限度額
町外居住者	70万円（町内業者施工は100万円）	50万円
町内居住者	30万円（町内業者施工は80万円）	20万円

- ※ 町内業者とは、庄内町商工会に加入し、庄内町に法人町民税を納付している法人または個人事業者。ただし、下請負人がある場合は、下請負人の数かつ費用の1/2以上が町内業者の場合に限ります。
※ 新築の場合は、持家住宅建設祝金、新型コロナウイルス感染症対策住宅建設支援補助金との併用はできません。
※ 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額となります。



【町外居住者は、次のいずれかに該当する方です。】

- ① 申請者および同居しようとする配偶者（事実婚、婚姻予定を含む。以下同じ。）のうちいずれかが、現に3年以上継続して町外に住所を有している方であるとき
- ② 申請者および同居しようとする配偶者のうちいずれかが、申請日から1年前以内に婚姻により庄内町に転入し、転入する直前に3年以上継続して町外に住所を有していた方であるとき
- ③ 申請者が、申請日の1年前以内に庄内町に転入した方で、町に転入する直前に3年以上継続して町外に住所を有していた方であるとき

■ 注意事項 ■

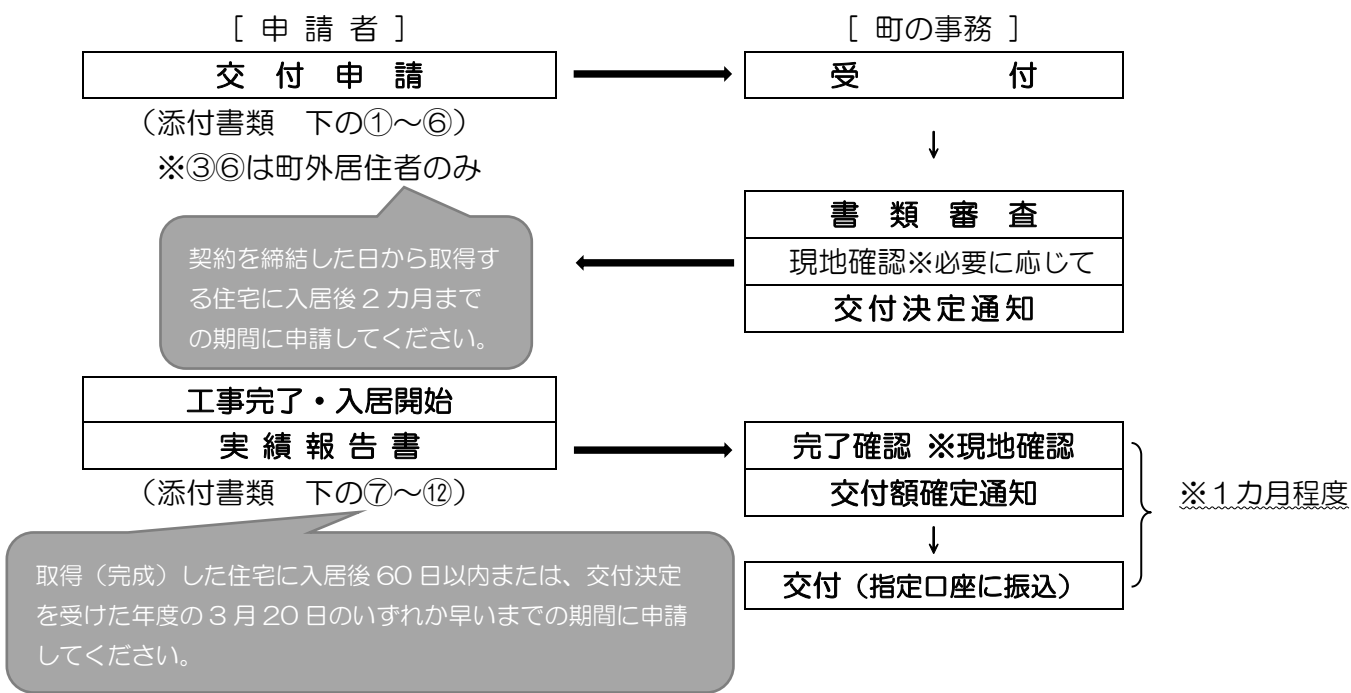
次に該当した場合は、助成金を返還していただきます。

- 虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けた場合
- 5年以内に転居または住宅の所有権移転その他賃貸等を行った場合



【申請等の手続きは、裏面をご覧ください。】

◆ 助成金交付までの流れ



◆ 申請に必要な書類と手続き

【交付申請】

住宅の取得にかかる契約を締結した日から、取得した住宅に入居後2カ月までの期間に、①～⑥の書類を添えて申請してください。(※③⑥は、町外居住者の方のみ提出ください。)

※取得(完成)及び入居日が翌年度になる場合は、翌年度の申請となりますのでご注意ください。

- ① 若者定住促進助成金交付申請書
- ② 住民票(取得する住宅に住む世帯員全員分)
- ※③ 町外に3年以上定住したことを証する書類(戸籍附票・住民票除票など)
- ④ 取得する住宅の位置図と平面図
- ⑤ 住宅取得価格がわかる契約書の写し
- ※⑥ 納税証明書(前年度分) ※16歳以上全員分

【その他】

町内業者施工の場合は、下請負人内訳書も提出ください。

【実績報告】

住宅を取得し入居した日から60日以内または交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに、⑦～⑫の書類を添えて提出してください。※期限を超えると無効になるので注意

- ⑦ 若者定住促進助成事業実績報告書
- ⑧ 取得した住宅の登記事項証明書の写し
- ⑨ 取得した住宅に入居後の住民票(世帯員全員が記載されているもの)
- ⑩ 住宅取得価格がわかる領収書の写し(領収書または振込依頼書の写し)
- ⑪ 口座振替依頼書
- ⑫ アンケート

※ 事業内容に変更があった場合は、若者定住促進助成変更(中止・廃止・取下げ)承認申請書を提出してください。

問合せ・申込み先

庄内町 建設課 都市計画係

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1

TEL 0234-42-0860(直通) FAX 0234-42-0822